



株式会社ラック

第14回

定時株主総会 招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.lac.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

証券コード：3857

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針（2016年7月19日改定）」を決議しており、その内容は以下のとおりです。

当社は、当社および子会社（以下、本基本方針において「ラックグループ」という）の全ての取締役、監査役および従業員の法令等遵守と、適正な業務執行を確保するため、この基本方針を制定する。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、ラックグループコンプライアンスポリシーを制定し、ラックグループの全ての取締役および従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行すべき旨を周知徹底する。
- ロ. 当社は、コンプライアンスに関する相談や通報のための内部通報制度を整備する。また、通報等の内容を秘守するとともに、通報者への不利益な扱いを行わない旨を定める。
- ハ. 内部監査部門は、内部監査に関する規程に基づき、従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、適正に職務を執行しているかどうかを監査し、その監査結果を社長に、また要請がある場合には監査役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、管理規程を定めて適切に記録・保存・管理し、株主を含む権限者および必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

③ 損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営上の重要事項に関しては、取締役会もしくは、その他の重要な意思決定機関において、必要なリスク評価を行った上で、最終的に評価・決裁する体制を整備・運用する。
- ロ. ラックグループの事業活動全般にわたり生じうるリスクについて、リスク情報の把握、評価・分析、対策、体制等について定めた規程を整備し、リスク管理およびリスクマネジメント活動の維持・推進にあたる。
- ハ. 不測の事態が発生した場合に迅速に対処し、事業継続および復旧活動を着実にを行うため、危機管理に関する規程を制定し、緊急対応体制を整備する。また、発生した事件、事故等の履歴を管理し、再発防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役会を定期的開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役の責任と権限に関する基本事項を定めた取締役会規程に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および業務分掌に関する規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ハ. 取締役会を経営方針の決定と業務執行の監督を行う機関として位置付けるため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を図り、業務執行の効率化と迅速化を推進する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、本基本方針を子会社と共有し、グループ全体での周知徹底を図る。
- ロ. 子会社の管理については、関係会社管理に関する規程において基本的事項を定め、各社における経営の重要事項などを当社に報告し、必要な場合には事前に承認を得る体制を整備する。
- ハ. 当社の定めるリスクマネジメント方針を子会社と共有するとともに、各社から定期的にリスク評価および対策について報告を受ける体制を整備する。
- ニ. 子会社においては、各社の業種、規模等に応じた管理体制を整備する。また、子会社各社には、当社から取締役および監査役を派遣し、各社の経営管理ならびに職務の執行の管理監督を行う。
- ホ. ラックグループコンプライアンスポリシーを、子会社各社に周知徹底する。また、内部監査部門は、子会社の内部統制の構築・運用状況を定期的に監査する。
- ヘ. ラックグループにおける法令違反などの問題を早期に発見し対応するため、子会社各社において、当社の内部通報制度を利用可能とし、その旨周知する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

⑦ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事権にかかる事項については監査役会と協議のうえ決定する。

また、当該従業員への監査役の指示の実効性確保に努める。

⑧ 取締役会および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. ラックグループの取締役および従業員は、監査役からの要請に応じ、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ロ. 監査役に対して、ラックグループの取締役および従業員が、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を報告する体制を整備するとともに、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- ハ. 監査役の職務執行に必要な費用は、法令に則って会社が負担する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役が、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員から説明を求めるために必要な体制を整備する。
- ロ. 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図るための環境を整備する。
- ハ. その他、監査役の監査が実効的に行われるために、必要な体制を整備する。

なお、ガバナンスのさらなる強化のための体制変更および今般の社会環境の変化等をより反映した方針とするため、2021年4月1日付で上記基本方針を改定しております（2021年3月12日取締役会決議）。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける「内部統制システムの基本方針」に基づく、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行すべき旨を周知徹底するため、企業行動規範、社員行動指針およびラックグループコンプライアンスポリシーを制定し、ウェブサイトに掲載し常時提示するとともに、当社グループの各子会社へ周知徹底し、グループ全社員を対象とした定期的な研修に加え、テーマを絞ったコンプライアンス研修を随時実施しております。

コンプライアンスに関する相談や通報のための内部通報制度については、職歴、適性等を踏まえて選任した管理職1名および常勤監査役を通報窓口とするほか、さらに匿名性や客観性を確保するため弁護士1名も通報窓口とし、社内・社外、性別、年齢等において多様性も考慮した制度運用の整備に努めております。また、通報等の内容を秘守するとともに、通報者への不利益な扱いを行わない旨を規定し、適切に運用しております。

なお、内部監査部門は、業務監査を実施し、監査結果については、適宜、報告を行っております。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、それぞれの管理規程に従い議事録または稟議書等の重要な意思決定の記録を作成の上、文書管理規程に基づき保存・管理し、所要の閲覧に対応できるよう運用しております。

③ 損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動全般にわたり生じうるリスクの管理について、リスクマネジメント規程を中心に、関連規程を整備しております。

当社では、リスク統括委員会およびその傘下に基幹リスク、コンプライアンスリスク、事業戦略、事業管理の4分科会を設置し、情報セキュリティ、事業継続、コンプライアンス、その他事業運営上のリスク等について、組織横断的にリスクへの対応状況のモニタリングおよび対策推進を図っております。また、各部門・子会社単位のリスクアセスメントに基づくリスク対策を立案・実施し、半期ごとのリスク状況および対策実施状況の点検を通じて、リスクマネジメント活動を維持、推進しております。

なお、当事業年度においては、リスク統括委員会は4回、基幹リスク分科会は下部組織を含めて17回、コンプライアンスリスク分科会は7回、事業戦略分科会は11回、事業管理分科会は11回開催しました。

不測の事態が発生した場合に迅速に対処し、事業継続および復旧活動を着実に行うため、危機管理規程を制定し、緊急時における対応体制の整備と継続的な改善を図っており、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの社員が在宅勤務を実施していることから、PCやスマートフォン等のデバイス管理やセキュリティ対策の強化を行うとともに、緊急事態発生時にリモートでも緊急対策本部を運営可能とするための体制等の整備を行いました。また、年に1回BCP訓練を実施しており、当事業年度においては「新しい生活様式における勤務形態での事業継続課題の洗い出し」をテーマに訓練を実施し、得られた結果から改善活動を実施しております。

また、インシデント分析の月次および四半期報告により、発生事象の履歴管理と再発防止に努めるほか、標的型メール攻撃対応訓練等、事故が発生した場合を想定した訓練の実施に加え、グループ会社を含め情報モラル研修、情報セキュリティ研修など各種研修を実施し、事故の未然防止対策に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の責任と権限に関する基本事項を定めた取締役会規程に基づき、取締役会は、毎月定期的に開催するほか、必要に応じ適宜開催し、適正かつ効率的な職務執行を図っております。

当事業年度においては、より一層、経営の管理監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図り、意思決定の透明性を向上させるため、従前より導入している執行役員制度について、執行役員と当社との契約関係を委任契約に変更し、各領域を執行役員の担当制とする等、体制変更を実施しました。

取締役会の決定に基づく業務執行については、その一部権限を執行役員により構成される経営会議に委譲することに加え、組織分掌規程において、各職位の役割と責任、執行手続きの詳細について規定し、その具体的な執行権限は、決裁規程に定めております。

なお、当事業年度においては、取締役会は13回、経営会議は46回開催しました。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの内部統制システムの基本方針について、子会社も含めて周知徹底を図っております。

また、各子会社の社長と当社社長が直接コミュニケーションを取る会議を適宜開催し、各社の課題の把握や対策の検討、グループ方針の伝達等をしております。

子会社の管理については、各子会社における経営上の重要事項等に関する当社への報告、事前承認手続き等、関係会社管理に関する基本的事項を関係会社管理規程に規定し運営しております。

各子会社には、当社から、取締役あるいは監査役またはその両方を派遣し、各社の経営管理ならびに職務執行の管理監督を行っているほか、内部監査部門が、リスクに応じて子会社の業務監査を実施し、内部統制システムの構築・運用状況を評価しております。

また、各子会社においても当社の内部通報制度利用を可能としており、その旨を各社において周知しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助する従業員として、監査役に直属する組織に専任のスタッフを配置しております。

⑦ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等については、事前に監査役の同意を得たうえで行い、その人事評価は監査役が実施するなど、監査役の指示の実効性が確保されるよう運用しております。

⑧ 取締役会および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、経営会議、その他重要会議に出席するほか、テーマに応じ適宜実施する取締役との意見交換や、定期的実施される監査役による取締役インタビューに加え執行役員インタビューにおいて業務執行等の状況の報告を受けるとともに、内部通報窓口に常勤監査役を置くなど、監査役への報告体制の整備に努めております。

なお、監査役の職務執行に必要な費用は、法令に則り、会社が負担しております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定が行われる会議へ出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、適宜、説明を求めることができる体制を整備しております。

また、監査役は、会計監査人と定期的に情報交換等を実施し、監査計画の説明や内部統制システムの状況等について報告を受けているほか、内部監査部門とは、日常的に情報交換、連携等を図り、監査の実効性の確保に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,000,000	4,010,905	7,561,321	△616,649	11,955,577
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△624,857		△624,857
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			304,745		304,745
自 己 株 式 の 取 得				△232	△232
自 己 株 式 の 処 分		38		1,332	1,371
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	38	△320,111	1,100	△318,972
当連結会計年度末残高	1,000,000	4,010,943	7,241,209	△615,548	11,636,604

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	10,911	△6,538	4,372	3,492	11,963,442
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△624,857
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					304,745
自 己 株 式 の 取 得					△232
自 己 株 式 の 処 分					1,371
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	1,302	16,338	17,640	△815	16,824
当連結会計年度変動額合計	1,302	16,338	17,640	△815	△302,148
当連結会計年度末残高	12,214	9,799	22,013	2,676	11,661,294

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アクシス
株式会社ソフトウェアサービス
Cyber Security LAC Co., Ltd.
アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社
株式会社アジアンリンク
株式会社アジアンリザレクション
株式会社ジャパン・カレント

2021年4月1日付でCyber Security LAC Co., Ltd.はCSLINK Co.,Ltd.へ、株式会社アジアンリンクは株式会社ラックサイバーリンクへ商号変更しております。

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2 社
- ・ 主要な会社等の名称 KDDIデジタルセキュリティ株式会社
株式会社レッドチーム・テクノロジーズ

株式会社レッドチーム・テクノロジーズの保有株式を2021年3月31日付で売却しております。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

①連結の範囲の変更

ネットエージェント株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

②持分法の適用の範囲の変更

持分法非適用関連会社であった株式会社エヌステージは、保有株式のすべてを売却いたしました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。
当社が出資する投資事業組合等に対する出資については、当社の持分相当損益を営業外損益に計上し、投資有価証券を加減しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

- ・商品……………主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品……………主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～38年
構築物	10年～35年
工具、器具及び備品	4年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

株式会社アクシス、株式会社ソフトウェアサービス、アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社、株式会社アジアリンク及び株式会社アジアリザレクションは、従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見積り額を計上しております。

ニ. 移転損失引当金

当社及び株式会社アジアリンクは、来期予定している事務所の移転に備えるため、賃借している事務所の原状回復費用等を見積り計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ヘ. 従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

⑦退職給付に係る負債の計上基準

Cyber Security LAC Co., Ltd.は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑧消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、不透明な社会・経済状況が続くことが想定されるものの、このような環境を前提とした、テレワーク等による働き方の変容への対応やクラウド基盤を活用したサービス・業務システムの導入など、ITによる変革「デジタルトランスフォーメーション」への投資は一層拡大するとともに、ITの利活用と連動してセキュリティ対策需要も引き続き伸びていくことが見込まれます。また、当社では、最大限のテレワーク体制により、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けることなく企業活動を継続しております。当社は、このような見込み及び業務体制の下、計画を策定しており、当該前提において会計上の見積り（のれん及び繰延税金資産の回収可能性等）を行っております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の取締役（社外取締役は除きます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しており、2020年6月12日開催の指名・報酬諮問委員会に、対象者の変更について諮問し相当である旨の答申を得て、2020年6月19日開催の取締役会決議にて、取締役会長以外の非業務執行取締役を除き、取締役を兼務しない執行役員を本制度の対象としております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、取締役（非業務執行取締役を除き、取締役会長を含みます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に対し役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを付与し、受益者要件を満たす者（当社の取締役等の地位から退任した者。ただし、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した者又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為があった者は、給付を受ける権利を取得できない。）に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産とし

て分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を参考に取締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、148,174千円及び157,800株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

（2）従業員向け株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気が高まることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、297,756千円及び317,100株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

（1）のれんの回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	505,798千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんについて、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。のれんの回収可能性については子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

（2）繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	317,021千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、スケジュールリング可能な将来減算一時差異について回収可能性があるものとして繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得が変動した場合には、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社は、当連結会計年度より一部の有形固定資産及び無形固定資産の耐用年数を3年から5年に変更しております。これは、特定の事業用に使用していたサーバ機器及びソフトウェアを他の事業用資産として転用することを決定したため、耐用年数を変更するものであります。

この結果、従来の耐用年数による場合と比較し、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ27,703千円増加しております。

7. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,109,362千円
----------------	-------------

8. 連結損益計算書に関する注記

(株式会社日本貿易保険との業務システム開発請負契約の取り扱い)

当社は、株式会社日本貿易保険（以下、「同社」といいます。）と2017年3月31日付で総額4,700,000千円（消費税等を含まない。）の次期貿易保険システム業務システム開発請負契約を締結し、システム開発を行ってまいりました。

2018年10月23日に、同社から「次期貿易保険システム開発の入札等における不正について」の発表があったことを受けて当社では、外部弁護士を含めた調査委員会を設置し、事実関係の調査を行ってまいりました。調査委員会がまとめた調査報告書では、本契約において当社社員が同社の元顧問の不適切行為に、不当に関与した事実は認められないと結論づけられました。

現在の契約の取り扱いに関しましては、同社と協議を継続しておりますが、本協議は2年を超える長期にわたっております。そのため、本契約に基づき計上している仕掛品等につきましては、長期滞留の状況にあること等に鑑み、会計監査人と会計上の取り扱いを協議した結果、2021年3月期決算において当該資産に対し評価損を計上することといたしました。

当該事象により、長期滞留仕掛品評価損1,248,317千円を特別損失として計上しております。

(当社オフィス及び子会社本社オフィスの集約の件)

当社は、2020年11月10日開催の取締役会において、都内4拠点のオフィス及び当社連結子会社である株式会社アジアリンクの本社オフィスを2拠点に集約することを決議し、当連結会計年度において移転関連費用として167,379千円を特別損失に計上いたしました。

(1) 移転先

東京都千代田区（株式会社ラック 平河町オフィス）及び東京都江東区（株式会社ラック 東陽町オフィス）に集約

(2) 移転時期

2021年3月から5月

(3) 目的

当社グループとしてコロナ後に適したオフィス利用の見直しを行い、オフィスコストの最適化を図るため。

(4) 業績に与える影響

移転関連費用の内訳は以下のとおりであります。

固定資産除却損	5,203千円
減損損失	94,713千円
事務所移転費用	67,461千円
計	167,379千円

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	26,683,120	—	—	26,683,120

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	1,123,733	216	1,470	1,122,479

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首476,300株、当連結会計年度末474,900株）が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 自己株式の株式数の減少のうち、1,400株は従業員向け株式給付信託の給付による減少であり、70株は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2020年6月19日開催の第13回定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式

・ 配当金の総額	338,463千円
・ 1株当たり配当額	13.00円
・ 基準日	2020年3月31日
・ 効力発生日	2020年6月22日

(注) 2020年6月19日開催の第13回定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金6,191千円が含まれております。

ロ. 2020年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

普通株式

・ 配当金の総額	286,393千円
・ 1株当たり配当額	11.00円
・ 基準日	2020年9月30日
・ 効力発生日	2020年12月2日

(注) 2020年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金5,231千円が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日にJTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2021年6月23日開催予定の第14回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

普通株式

・ 配当金の総額	338,462千円
・ 1株当たり配当額	13.00円
・ 基準日	2021年3月31日
・ 効力発生日	2021年6月24日

(注) 2021年6月23日開催予定の第14回定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金6,173千円が含まれております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業の計画や見通しを踏まえた資金計画に基づき、資金調達については主に銀行借入により行い、資金運用については主に短期的な預金など安全性及び流動性が高い金融商品で運用しております。デリバティブ取引は、金利、為替変動等によるリスクの回避に限定し、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金には顧客の信用リスクがありますが、販売管理規程に従って取引先ごとに回収期日管理と残高管理を行うことにより当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は非上場株式及び投資事業組合出資であり、実質価額の変動等に伴う価格変動リスクがありますが、発行体の財務状況や財産、運用状況等を定期的に把握することによりリスク管理を行っております。

買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

短期借入金及び長期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクがあります。

また、当社グループでは、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2．参照。）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	6,367,346	6,367,346	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,988,580	6,988,580	—
資産計	13,355,927	13,355,927	—
(1) 買掛金	3,821,819	3,821,819	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	4,736,000	4,736,000	—
(3) リース債務（1年内返済予定のものを含む）	107,512	107,512	—
負債計	8,665,331	8,665,331	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらは変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（1年内返済予定のものを含む）

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

該当するものではありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	1,096,346
投資事業組合出資	107,451

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、また、投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、(2)の表の「資産」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形及び売掛金	6,988,580	—	—	—
合計	6,988,580	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	2,068,000	2,668,000	—	—
リース債務	33,443	74,068	—	—
合計	2,101,443	2,742,068	—	—

11. 資産除去債務に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

12. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) セキュリティソリューションサービス事業

- ①セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービスの提供については、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。
- ②セキュリティ運用監視サービスの提供については、主に、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり均等に収益を認識しております。
- ③セキュリティ製品販売、セキュリティ保守サービスは、主に他社から仕入れて販売をしております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスやソリューションの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

(2) システムインテグレーションサービス事業

- ①開発サービスの提供については、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。
- ②HW／SW（ハードウェア及びソフトウェア）販売、IT保守サービスは、主に他社から仕入れて販売をしております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。
- ③ソリューションサービスの提供については、主に、契約書に定義したサービス提供の内容及び期間に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

14. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 456円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 11円92銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、株式給付信託は157,800株、従業員向け株式給付信託は317,100株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、株式給付信託は157,800株であり、従業員向け株式給付信託は317,961株であります。

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	4,298,954	4,548,954	7,680,271	7,680,271	△616,649	12,612,577
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△624,857	△624,857		△624,857
当 期 純 利 益					181,560	181,560		181,560
自己株式の取得							△232	△232
自己株式の処分			38	38			1,332	1,371
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	38	38	△443,296	△443,296	1,100	△442,157
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	4,298,993	4,548,993	7,236,974	7,236,974	△615,548	12,170,419

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	10,911	10,911	12,623,488
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△624,857
当 期 純 利 益			181,560
自己株式の取得			△232
自己株式の処分			1,371
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,302	1,302	1,302
当期変動額合計	1,302	1,302	△440,855
当 期 末 残 高	12,214	12,214	12,182,633

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

当社が出資する投資事業組合等に対する出資については、当社の持分相当損益を営業外損益に計上し、投資有価証券を加減しております。

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

②たな卸資産

- ・ 商品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	4年～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見積り額を計上しております。

③移転損失引当金

来期予定している事務所の移転に備えるため、賃借している事務所の原状回復費用等を見積り計上しております。

④役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

（4）重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、不透明な社会・経済状況が続くことが想定されるものの、このような環境を前提とした、テレワーク等による働き方の変容への対応やクラウド基盤を活用したサービス・業務システムの導入など、ITによる変革「デジタルトランスフォーメーション」への投資は一層拡大するとともに、ITの利活用と連動してセキュリティ対策需要も引き続き伸びていくことが見込まれます。また、当社では、最大限のテレワーク体制により、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けることなく企業活動を継続しております。当社は、このような見込み及び業務体制の下、計画を策定しており、当該前提において会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性等）を行っております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の取締役（社外取締役は除きます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しており、2020年6月12日開催の指名・報酬諮問委員会に、対象者の変更について諮問し相当である旨の答申を得て、2020年6月19日開催の取締役会決議にて、取締役会長以外の非業務執行取締役を除き、取締役を兼務しない執行役員を本制度の対象としております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、取締役（非業務執行取締役を除き、取締役会長を含みます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に対し役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを付与し、受益者要件を満たす者（当社の取締役等の地位から退任した者。ただし、在任中に一定の非違行為があった

ことに起因して退任した者又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為があった者は、給付を受ける権利を取得できない。)に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を参考に取締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、148,174千円及び157,800株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(2) 従業員向け株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気が高まることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、297,756千円及び317,100株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	181,205千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、スケジューリング可能な将来減算一時差異について回収可能性があるものとして繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得が変動した場合には、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当社は、当事業年度より一部の有形固定資産及び無形固定資産の耐用年数を3年から5年に変更しております。これは、特定の事業用に使用していたサーバ機器及びソフトウェアを他の事業用資産として転用することを決定したため、耐用年数を変更するものであります。

この結果、従来の耐用年数による場合と比較し、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27,703千円増加しております。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,307,372千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	254,157千円
② 長期金銭債権	21千円
③ 短期金銭債務	356,019千円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,130,391千円
外注費他	1,938,134千円
販売費及び一般管理費	434,602千円
営業取引以外の取引高	350,266千円

(株式会社日本貿易保険との業務システム開発請負契約の取り扱い)

当社は、株式会社日本貿易保険（以下、「同社」といいます。）と2017年3月31日付で総額4,700,000千円（消費税等を含まない。）の次期貿易保険システム業務システム開発請負契約を締結し、システム開発を行ってまいりました。

2018年10月23日に、同社から「次期貿易保険システム開発の入札等における不正について」の発表があったことを受けて当社では、外部弁護士を含めた調査委員会を設置し、事実関係の調査を行ってまいりました。調査委員会がまとめた調査報告書では、本契約において当社社員が同社の元顧問の不適切行為に、不当に関与した事実は認められないと結論づけられました。

現在の契約の取り扱いに関しましては、同社と協議を継続しておりますが、本協議は2年を超える長期にわたっております。そのため、本契約に基づき計上している仕掛品等につきましては、長期滞留の状況にあること等に鑑み、会計監査人と会計上の取り扱いを協議した結果、2021年3月期決算において当該資産に対し評価損を計上することといたしました。

当該事象により、長期滞留仕掛品評価損1,248,317千円を特別損失として計上しております。

(当社オフィス及び子会社本社オフィスの集約の件)

当社は、2020年11月10日開催の取締役会において、都内4拠点のオフィス及び当社連結子会社である株式会社アジアリンクの本社オフィスを2拠점에集約することを決議し、当事業年度において移転関連費用として61,025千円を特別損失に計上いたしました。

(1) 移転先

東京都千代田区（株式会社ラック 平河町オフィス）及び東京都江東区（株式会社ラック 東陽町オフィス）に集約

(2) 移転時期

2021年3月から5月

(3) 目的

当社グループとしてコロナ後に適したオフィス利用の見直しを行い、オフィスコストの最適化を図るため。

(4) 業績に与える影響

移転関連費用の内訳は以下のとおりであります。

固定資産除却損	5,203千円
減損損失	23,731千円
事務所移転費用	32,090千円
計	61,025千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	1,123,733	216	1,470	1,122,479

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度期首476,300株、当事業年度末474,900株)が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 自己株式の株式数の減少のうち、1,400株は従業員向け株式給付信託の給付による減少であり、70株は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税・未払事業所税	43,297千円
関係会社株式評価損	115,888千円
株式給付引当金	56,646千円
減価償却超過額	26,578千円
仕掛品評価損	382,234千円
その他	84,171千円
繰延税金資産小計	708,816千円
評価性引当額	△522,220千円
繰延税金資産合計	186,595千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,390千円
繰延税金負債合計	△5,390千円
繰延税金資産の純額	181,205千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等一時差異でない項目	0.4%
住民税均等割	1.0%
受取配当金	△15.4%
外国子会社株式譲渡益課税	2.5%
評価性引当振替	66.2%
投資有価証券評価損	8.3%
子会社吸収合併に伴う繰越欠損金引継	△7.5%
過年度法人税等	△8.4%
その他	△0.8%
小計	46.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.9%

11. 資産除去債務に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の 名称	住所	資本金 (千円)	事 業 の 容 容 内 又 は 職 業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の 関 係				
子会社	株式会社 アクシス	福 島 県 喜多方市	100,000	情報システムに関するデータセンターの運用・保守サービスの提供	(所有) 直接100.0	兼任 1名	情報システムに関するサービスの委託	配当金の受取 (注) 1	96,320	—	—
子会社	株式会社 ソフトウェアサービス	東 京 都 千代田区	48,000	情報システムに関するアプリケーションソフトウェアの開発及びシステムの運用・保守サービスの提供	(所有) 直接100.0	兼任 1名	情報システムに関するサービスの委託	配当金の受取 (注) 1	116,352	—	—
子会社	アイ・ネ ット・リ ー・コー ポレー ション株 式 会 社	東 京 都 千代田区	76,000	情報システムに関するネットワーク関連製品の販売及びサービスの提供	(所有) 直接100.0	兼任 1名	情報システムに関する商品の購入	配当金の受取 (注) 1	52,845	—	—
子会社	株式会社 アジア リンク	東 京 都 品川区	70,700	情報システムに関するソリューション、コンサルティング、エンジニアリングサービスの提供	(所有) 直接100.0	兼任 1名	情報システムに関するサービスの委託	CMS取引 (貸付) (注) 2	250,917	関係会社 短期貸付 金	250,917

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。
2. 当社は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、CMS取引の実態を明瞭にするために、取引金額は純額表示しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

13. 収益認識に関する注記

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) セキュリティソリューションサービス事業

- ①セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービスの提供については、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。
- ②セキュリティ運用監視サービスの提供については、主に、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり均等に収益を認識しております。
- ③セキュリティ製品販売、セキュリティ保守サービスは、主に他社から仕入れて販売をしております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスやソリューションの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

(2) システムインテグレーションサービス事業

- ①開発サービスの提供については、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。
- ②HW／SW（ハードウェア及びソフトウェア）販売、IT保守サービスは、主に他社から仕入れて販売をしております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。
- ③ソリューションサービスの提供については、主に、契約書に定義したサービス提供の内容及び期間に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	476円62銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円10銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、株式給付信託は157,800株、従業員向け株式給付信託は317,100株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、株式給付信託は157,800株であり、従業員向け株式給付信託は317,961株であります。

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。